



## 児童扶養手当・特別児童扶養手当 給付が受けられなくなる前に！現況届の提出を！



児童扶養手当・特別児童扶養手当・母子および父子家庭等医療費助成を受けている方は、受給資格確認のため、毎年8月に「現況届」の提出が必要となります。期間中に「現況届」の提出がない場合、11月分以降の児童扶養手当、8月分以降の特別児童扶養手当の給付が受けられなくなりますので、必ず届出を行ってください。該当者への案内につきましては、7月中旬頃に発送いたします。

- ✓ 所得制限等により手当が支給停止、一部支給になっている方も「現況届」は必要です。
- ✓ 「現況届」を提出しないで2年を経過すると、時効になり手当を受ける資格がなくなります。
- ✓ 届出は、必ず受給者本人が行ってください。（代理人での受付はできません。）
- ✓ 所得申告がまだの方は、現況届を提出する前に所得の申告をしてください。

### 受付期間

8月1日（木）～23日（金）  
午前9時～11時30分、午後1時～4時  
※11日（日）以外の土日祝日を除く計17日間

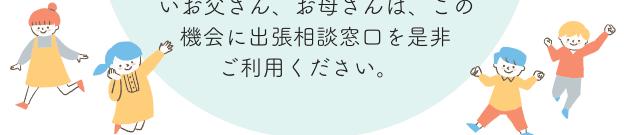
### 日曜窓口

8月11日（日）  
午前9時～11時30分、午後1時～3時

### 受付会場

本庁舎東棟3階 大講堂

### パパ・ママお仕事応援キャンペーン in うるま市役所



児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」にあわせて、「ハローワーク相談窓口」を会場に設置します。普段は忙しくて利用できないお父さん、お母さんは、この機会に出張相談窓口を是非ご利用ください。

問 こども家庭課 ひとり親支援係 ☎ 973-4983



## ちょっとした応急手当術 (ハブクラゲ刺傷)

うるま市消防本部警防課

ハブクラゲは、5月～10月ごろに発生する強い毒を持つクラゲです。触手には刺胞（毒針と毒液が入ったカプセル）が多くあり、触ると毒針が飛び出し、毒を注入します。

### ハブクラゲに刺された場合

ハブクラゲに刺されると、激しい痛みを伴い、赤いミミズ腫れになることがあります。場合によってはショック症状を起こし呼吸困難となり、重症化してしまうこともあります。

### 応急手当

- ✓ 刺されたらすぐに海からあがり、刺された部分は絶対にこすらない。
- ✓ 酢（食酢）をたっぷりかけましょう。酢には刺胞（しほう）の発射を止めるはたらきがあります。  
※ハブクラゲかわからない場合は酢を使うのはやめましょう。
- ✓ 触手を手でそっと取り除きましょう。
- ✓ 痛みが強い場合は、氷や冷水で冷やしましょう。
- ✓ 手当をして医療機関を受診しましょう。



### 予防法

- ✓ クラゲ侵入防止ネットがあるビーチなどで泳ぎましょう。
- ✓ 泳ぐときは、ラッシュガードや長袖、スパッツなどを着用し肌の露出を少なくしましょう。

### 救急車を呼ぶ目安

- ✓ 小さい子どもや、刺された範囲が広い場合。
- ✓ 意識や呼吸の様子がおかしい場合。